

## ○埼玉県警察本部工事成績評定要領

平成22年3月15日

施 第 4 1 9 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察本部工事成績評定要領の制定について（通達）

埼玉県警察本部が発注する国庫支弁の建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事の成績評定について、適正かつ効果的な運用を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成22年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

### 埼玉県警察本部工事成績評定要領

#### 第1 目的

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条に基づき、埼玉県警察本部が発注する国庫支弁の建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

#### 第2 評定の対象

評定の対象は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、次に掲げる工事については、評定を省略することができる。

- (1) 主たる工事内容が、都市ガス工事、標識工事、サイン工事、設備機器分解修理（ソフト改造等を含む。）、機器等製作工事、外さく工事、畳工事のいずれかに該当する工事
- (2) 国の秘密に関する工事
- (3) その他支出負担行為担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）が認めた工事

#### 第3 評定の内容

工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

#### 第4 評定者

工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 会計法第29条の11第1項の規定による監督を行う者（以下「監督員」という。）
- (2) 工事を公平、公正に評価し得る者として、総務部財務局施設課の職員のうちから指定する工事成績評定員（以下「評定員」という。）
- (3) 会計法第29条の11第2項の規定による検査を行う者（以下「検査員」という。）

## 第5 評定の方法

- 1 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して、工事成績採点表（別記様式第1）及び細目別評定点採点表（別記様式第2）により、的確かつ公正に行うものとする。ただし、工事の評定者となる監督員が2人以上ある場合は、それらのものが協議の上評定を行うものとする。
- 2 評定結果は、工事成績評定表（別記様式第3）に記録するものとする。
- 3 監督員及び評定員は工事完成時、検査員は完成検査実施時にそれぞれ評定を行うものとする。
- 4 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき行うものとする。

## 第6 成績評定の報告

評定者は、工事が完成（一部完成を除く。）した場合は、評定結果を遅滞なく支出負担行為担当官に工事成績評定表並びに工事成績採点表及び細目別評定点採点表により報告するものとする。

## 第7 評定結果の通知

支出負担行為担当官は、前記第6の報告を受けたときは、当該工事の請負者に対して工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（別記様式第4）により評定結果を通知するものとする。

## 第8 説明請求

- 1 請負者は、前記第7に基づく通知に対して疑問がある場合は、通知を受けた日から起算して14日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、工事成績評定結果に関する説明請求について（別記様式第5）により支出負担行為担当官に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 支出負担行為担当官は、前記1による説明を求められたときは、請負者に対して工事成績

評定に係る説明書（別記様式第6）により回答する。

- 3 総務部財務局施設課長（以下「施設課長」という。）は、前記2により請負者に対し回答するに当たり、説明を求められた内容を公正に判断するため、埼玉県警察本部工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催するものとする。この場合において、施設課長は、必要に応じて請負者又は評定者の出席を求めることができる。

なお、審査委員会の組織、運営等に関する事項は、施設課長が別に定める。

#### 第9 評定の修正

- 1 施設課長は、前記第8の3により審査委員会で検討した結果、評定を修正する必要があると認めた場合は、工事成績採点表の修正を行うものとする。
- 2 施設課長は、前記1による修正を行ったときは、修正結果について修正した工事成績評定表により支出負担行為担当官に報告する。
- 3 支出負担行為担当官は、前記2の報告を受けたときは、遅滞なくその結果を工事成績評定結果の修正について（別記様式第7）により請負者に通知する。

#### 第10 再説明請求

- 1 前記第8の2の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、支出負担行為担当官に対して、再説明を求めることができる。
- 2 支出負担行為担当官は、前記1による再説明を求められたときは、請負者に対して警察庁会計業務改善委員会の審議を経て工事成績評定に係る再説明書（別記様式第8）により回答するものとする。

#### 実施日

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

#### 実施日（令和6年5月10日施第945号）

この通達は、令和6年5月10日から実施する。

【様式別表省略】